

ソーシャルメディア利用ガイドライン

令和5年5月2日制定

1. ガイドライン策定の目的

ソーシャルメディアは情報を迅速に発信することができるため、効果的な情報伝達手段として活用されています。このようなメディアを利用して自由にオープンな議論を行ったり、積極的に社会に参加すること自体は意義深いものと考えられます。しかし、一方で個々人が簡単に広く情報を発信できるため、不適切な投稿が発信者の意図しない問題を引き起こし、社会に多大な影響を与える場合があるだけでなく、発信者自身も多大な影響を被る可能性があることを認識しなければいけません。

本ガイドラインは、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の学生および教職員（名誉教授を含む）（以下、「本学の構成員」という。）が社会の一員であるとの認識のもと、ソーシャルメディアの安全で適正な利用に資するため、必要な事項を定めることを目的として策定したものです。ソーシャルメディアを利用する場合には、健全な社会常識から逸脱した言動をとることがないよう留意するとともに、本学の構成員であることの自覚と責任を持っていただきなければなりません。業務に関わる場合はもちろん、プライベートにおいてソーシャルメディアを利用する場合にも本ガイドラインは適用されます。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネット上で利用者が情報を発信し、特定または不特定多数のユーザーに届けることができるメディアのことを指します。定義上、X（旧Twitter）、Facebook、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキングサービスだけでなく、ブログ、動画共有サイト、無料通信アプリなどが含まれます。これらに加え、ヤフーニュースやYouTube動画に対するコメント、通販サイトのレビュー、オンラインゲームのメッセージ交換なども該当することに注意してください。

3. 行動指針

本学は、豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人および研究者を育成することを教育理念としています。その理念の下、幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成することや幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につけることなどの教育目標を掲げています。

本学としては、本学構成員が自己研鑽や社会への情報発信をするためのさまざまな形のコミュニケーション活動を尊重します。しかし、このような活動は本学構成員としての責任を持って行っていただくようお願いします。ソーシャルメディアを使ったコミュニケーションにおいて、以下に示す行動指針に反した場合、オンライン、オフラインに関わらず、学内外の団体または個人との間で問題を生じ、社会に多大な影響を与えかねません。また、それが民事上、刑事上の係争に発展する可能性が十分にあることにも注意すべきです。

（1）法令および本学の諸規則を遵守すること

ソーシャルメディアを利用するにあたり、法令を遵守してください。留学や旅行で国外に滞在する場合も自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を守ってください。また、本学構成員として、本学の諸規則を遵守してコミュニケーション活動を実施してください。本学の諸規則に抵触している事実が認められた場

合には、懲戒処分等もありうることを認識してください。

(2) 業務に関する情報の取り扱いに配慮すること

本学の業務で知り得た機密情報や個人情報、本学や本学病院の来訪者に関する情報を発信することは厳に慎んでください。ソーシャルメディアは業務に関する情報と自身のプライベートに関する情報の境界が曖昧になる特徴があるため、特に注意する必要があります。大学の未公開情報（公開前の情報を含む）や職務上知り得た情報を許可なく公開した場合、守秘義務違反や服務規律違反と判断され、懲戒処分や損害賠償の対象となる可能性がありますので留意してください。

(3) 本学の社会的信用を損なう情報発信は行わないこと

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本学の構成員としての責任を自覚してください。個人として利用する場合であっても、本学の構成員であることを明らかにする場合、その発信内容によっては本学の信用や名誉の棄損につながる可能性があることを十分認識し、節度を保って利用してください。また、その場合は、自身の意見・見解が本学の意見・見解を代表したり、代弁するものではないことを明記してください。自分以外にも多くの関係者がいることを認識し、軽率な発信はしないように努めてください。なお、本名や大学名を明かさなくても、ソーシャルメディア上では発信内容から個人や所属組織が推測できる場合があることにも留意してください。

(4) 基本人権を尊重し、社会規範・公序良俗に反する情報を発信しないこと

基本的人権を尊重してください。誹謗中傷など社会規範・公序良俗に反する言動は、たとえ法律に違反していないなくても厳しい批判を受けることがあります。たとえ自ら発言したのでなくとも、他者の不適切な発言を肯定したり、擁護した場合も同様です。

(5) プライバシーの保護には十分留意すること

匿名で発言しているソーシャルメディアでも発言の内容や、他のソーシャルメディアのプロフィール、フォロワーの情報等が分析されて、自身の氏名や住所が特定される可能性があるだけでなく、家族、友人等の情報や行動までが、不特定多数にさらされる可能性があることを常に意識してください。また、許可を得ていても、人の名前や写真等を公開する場合には細心の注意を払ってください。各ソーシャルメディアの利用規約を読み、安全性とプライバシーの保護機能を確認してから利用してください。

(6) 他者に敬意を払うこと

ソーシャルメディアは手軽な情報伝達手段ですが、それゆえにその影響力を十分に意識しないまま発信されてしまう傾向があります。他者が発信した内容に対して気分を害したり、怒りを覚えた場合に、一時の感情の高ぶりに任せて反応し、発信することは大変危険です。不用意な発信を避けるよう意識するとともに、情報を発信する前に内容を慎重に再確認するなどして冷静に対応しましょう。万が一、発信した情報によって他者を傷つけたり、誤解を招いたりした場合には、真摯な態度で謝罪することも大切です。

(7) 他者の権利を侵害しないこと

第三者の著作物や商標を使用する場合は、投稿の中で権利所有者を明記し、コンテンツの利用許可を得る必要があります。無断使用は厳に慎んでください。また、著作権、商標権はもとより肖像権、プライバシー権な

ども第三者の権利ですので侵害しないように留意してください。ソーシャルメディアは効率的な情報伝達手段であるため、第三者の権利を侵害しやすく、時には第三者に莫大な損害を与えることを認識してください。本学の学章やブランドマークの使用については、以下のガイドラインを参照してください。

学章・ブランドマークガイドライン：

<https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/kouhou/bm/130111AMUBM.pdf>

旭川医科大学学章およびブランドマーク取扱要項：

https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000641.html

(8) 情報の拡散性や恒久性を理解し、正確な情報発信を行うこと

教育研究機関に属する者の責任として、良識ある言動を心がけるとともに正確な情報を伝えるようにしてください。ソーシャルメディア上で一度でも公開された情報は、様々な形で拡散される可能性があり、事後のコントロールは困難で、完全に削除することは事実上不可能です。不正確な情報を送信することは、たとえ意図的でないにしても、自身の信用はもちろんのこと本学の名誉や信用を損ない、社会に対して大きな影響を与えます。発信する内容には責任を持ちましょう。

(9) 授業時間中・勤務時間中に情報を発信しないこと

授業で必要な場合または業務として使用する場合を除き、授業時間中または勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は厳に慎んでください。

4. その他の留意事項

(1) 本学の免責について

本学の構成員がソーシャルメディアを利用したことにより、第三者が被った被害および逸失利益について、本学は補償責任を負いません。

(2) 講座等や部活・サークルなど団体としての利用

講座やセンター等の部局や学生サークルなどの団体がソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合は、管理責任者を任命し、発信内容が本ガイドラインに従っているかを定期的に確認し、トラブルが発生した場合には迅速かつ適切に対処してください。

(3) 本学における調査および処分等について

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害および守秘義務違反の疑いが生じた場合または本学の信用若しくは名誉を著しく損なうものと本学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。また、その内容によっては、本学が修正および削除等を求める場合や懲戒等の処分に発展する場合があります。